

ねりま後見人ネットだより

第13号

発行／平成30年3月

発行／練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立ていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。



親族後見人相談室をぜひご利用ください！

ほっとサポートねりまでは普段の後見業務の中で家庭裁判所に確認しづらいこと、不安や悩みなどを気軽に相談でき、安心して後見業務を行うことができるよう「親族後見人相談室」を開設しています。ほっとサポートねりまの職員が下記の日時でお電話や窓口にてご相談をお伺いいたします。是非、ご利用ください。

【日時】月曜～金曜（土日祝日、年末年始除く） 8時30分～17時15分

【TEL】03-5912-4022



アンケートへのご協力、ありがとうございました！

成年後見制度利用促進法にもあるように、今後、これまで以上に地域における後見人への支援が求められていくことが考えられます。そのため現段階における親族後見人のサポートに関するニーズを把握するため、昨夏、ねりま後見人ネットにご登録されている方々へ、ほっとサポートねりまへのご要望を伺うアンケートを実施いたしました。

アンケートの結果、約6割の方がほっとサポートねりまの職員との個別相談（定期報告や後見人の引継ぎ等、必要なタイミングで相談に乗ってほしいなど）を希望されていました。

今後も、親族後見人の皆さまが安心して後見業務を行うことができるよう、「親族後見人相談室」による個別相談や「ねりま後見人ネットだより」の発行、後見業務に活かせる研修の案内を継続して行っていきたいと思います。

成年後見制度に関する講演会のご報告

平成 30 年 1 月 24 (水) に区民産業プラザ Coconeri 3 階研修室にて池原毅和弁護士による『成年後見制度における意思決定支援の理念と問題点』の講演会を開催しました。

この講演会は、社会貢献型後見人養成事業における区民公開講座として広く公開しているものです。

当日は、『ねりま後見人ネット』メンバーの方を含めた 83 名の区民の方が参加されました。



講師の池原弁護士



会場の様子

障害者権利条約からみた日本の成年後見制度の問題点や日常における自己決定と成年後見制度で求められる自己決定の違いについて、具体例を挙げてわかりやすくご説明いただきました。

さらに、後見人の業務の中で、本人がひとりではできなかったことを後見人と一緒にやることでできるようになることがあった、という実際のケースを交えたお話もいただきました。

また、オランダやニュージーランドで行われている FGC(問題を抱えた人と親しい関係にある人やその問題に関わりのある人たちが集まって、その問題をどのように解決していったらよいか、そのために一人ひとりとはどんな役に立てるかを話し合い、計画を立て、その計画を実施していく意思決定の方法)についてもご紹介くださいました。

今年度の社会貢献型後見人養成研修は、例年よりも区民公開の講座を増やし、学びの場としてだけでなく、より多くの方に社会貢献型後見人を知っていただける機会にもすることができました。来年度も引き続き養成研修の一部を区民公開講座とし、参加を募る予定です。ご興味のある方は是非ご活用ください。

後見業務 Q&A

～親族後見人の方からの個別相談をもとに作成しました！～



＜成年後見人に選任されたばかりの方からの相談＞

Q1:成年後見人に選任されました。初回報告の書類はどれでしょうか。書き方も教えてもらえますか？

＜ほっとサポートねりまより＞

A1:成年後見人等に選任されると家庭裁判所から初回報告の書式原本が送付されますが、初回報告の書式をほっとサポートねりまでもお渡しすることができます。窓口にて、ほっとサポートねりまの職員が書き方をご説明することも可能です。選任から 1 年後に行う定期報告の書式についても、ほっとサポートねりまからお渡ししたり、書き方をご説明したりすることができます。お気軽にご相談ください。

〈番外編：子どものために後見申立を検討している親からの相談〉

Q2:娘は精神科病院に長期入院しており、入院費の支払いは父親である私が行っています。入院費の支払い以外のことは、本人が病院の方と相談しながら対応しているようです。退院する話もありますが、私も高齢なので専門職後見人をお願いしたいと思うのですが…。

〈ほっとサポートねりまより〉

A2:成年後見制度の概要について説明しました。また、申立手続を進める前に、本人の望む生活を聞き取り本人の中長期的な生活設計を考えること、本人ができること・できないことを関係者で共有することから始めてはどうかとお勧めしました。

本人にとって今後どのような支援が必要なのか、そのためには後見人等をつける必要があるのか等、支援の方向性を関係者とともにチームで考えていくことが重要になります。



区民公開講座についてのご案内

平成 30 年 5 月 9 日（水）に区民公開講座を開催します。

成年後見制度に関する解説や今後の生活について考える良い機会となっていますので、是非ご参加ください。

「おひとり様の老後に備える～任意後見と法定後見」

日時：平成 30 年 5 月 9 日（水）

会場：区民産業プラザ Coconeri 研修室 1

定員：100 名

費用：無料

講師：成年後見センター・リーガルサポート東京 司法書士

共催：NPO 法人 成年後見推進ネットこれから

NPO 法人 成年後見のぞみ会

申込：練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

電話 03-5912-4022

※4/2（月）からのお申し込みになります。



東京都より「成年後見申立ての手引（点訳書）」が届きました！

「ねりま後見人ネットだより 第 11 号（平成 29 年 3 月発行）」においても紹介しましたが、昨年度、相談者の方とともに東京家庭裁判所に働きかけ、申立ての手引きの点訳版を作ってもらいました。今年度、東京都を介して、各自治体担当部署に「成年後見申立ての手引き（点訳書）」が届き、現在、ほっとサポートねりまにて保管しております。点訳による申立の手引きを必要とされる方がいらっしゃいましたら、是非、ほっとサポートねりまをご紹介ください。

今後も、相談から把握した制度上・運用上の課題については、可能な限り改善されるよう、親族後見人の皆さまとともに関係機関等に働きかけていきたいと思っております。



東京家庭裁判所からのお知らせ

東京家庭裁判所の後見センターホームページに掲載されている『後見センターレポート vol.16(平成30年1月)』に記載されている内容を抜粋してお伝えいたします。

・後見センターからのお願い

後見事務に関して裁判所に質問する場合には、『連絡票』を用いて、後見人として、どのようなことをしようとしているのか(方針)を必ず記載するようにしてください。後見事務を行うのは後見人であり、裁判所はそれを「監督」する機関ですから、後見人の方で後見事務についての方針を立てていただく必要があります。裁判所はその方針に問題がないかどうかを確認(監督)することになります。

・「後見人の裁量判断にお任せします」とは？

「後見人の裁量判断にお任せします」とは、「後見人の示した方針は、後見人の『裁量』の範囲内にあると考えていますので、後見人がその方針を相当と判断して進める限り、裁判所としては後見人の判断を尊重します。」という意味だと理解してください。

裁判所としては、後見人の示した方針が後見人の「裁量」の範囲内にあると考えた以上、さらに踏み込んで「許可」することはなく、あくまで後見人の「裁量」に基づく判断で進めていただくことになります。

後見人がしようとしていること(方針)が後見人の「裁量」の範囲内にあるかどうか判断しにくかったり、判断に迷ったりした場合は、『連絡票』を用いて裁判所に相談したり、練馬区における成年後見制度推進機関である練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまへご相談ください。司法書士による無料の専門相談におつなぎすることもできます。『連絡票』は東京家庭裁判所 後見センターのホームページから入手が可能ですが、入手が難しい方は、ほっとサポートねりまの窓口でお渡しすることも可能です。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたり、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。

**練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター
ほっとサポートねりま**

住所：練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5 階

TEL : 03-5912-4022 FAX : 03-3994-1224

E-mail : kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15【祝日、年末年始を除く】